

## 昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会要綱

### (設置)

第1条 昭島市立学校の通常の学級に在籍し、かつ、聴覚障害、言語障害等により特別な支援を必要とする児童に適切な教育を受ける機会を提供するため、昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 判定委員会は、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条に規定する児童を難聴・言語障害通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）に入級させ、又は通級指導学級から退級させることの適否について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

### (組織)

第3条 判定委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 通級指導学級を設置する学校（以下「設置校」という。）の校長
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士又は臨床発達心理士
- (4) 通級指導学級を担当する教諭
- (5) 指導主事
- (6) 教育相談員
- (7) その他教育委員会が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。  
2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 判定委員会に、委員長を置く。  
2 委員長は、設置校の校長とする。  
3 判定委員会は、教育委員会の求めに応じ委員長が招集する。

### (通級指導学級への入級審査手続)

第6条 通級指導学級への入級を希望する児童の保護者は、特別支援各種相談申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を教育委員会に提出する。

(児童の入級の適否決定等)

第7条 判定委員会は、教育的、心理学的及び医学的な観点から、児童の通級指導学級への入級の適否を判定する。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき入級が適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級入級通知書（第3号様式）により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。

3 教育委員会は、第1項の規定に基づき入級が不適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会結果報告書（第4号様式。以下「結果報告書」という。）により在籍校の校長に通知する。また、その旨を当該児童の保護者に報告する。

4 教育委員会は、判定委員会に諮るいとまがなく、かつ、教育上緊急に配慮が必要と判断した場合は、事後の判定委員会に諮ることを条件に入級を決定することができる。

(通級指導学級の退級審査手続)

第8条 通級指導学級からの退級を希望する児童の保護者は、退室・退級申込書（第5号様式。以下「退級申込書」という。）を教育委員会に提出する。

(児童の退級の適否決定等)

第9条 判定委員会は、教育的、心理学的及び医学的な観点から、児童の通級指導学級からの退級の適否を判定する。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき退級が適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級退級通知書（第6号様式）により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。

3 教育委員会は、第1項の規定に基づき退級が不適当との報告を受けたときは、結果報告書により在籍校の校長に通知する。また、その旨を当該児童の保護者に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が判定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

年 月 日

（あて先）  
昭島市教育委員会

保護者氏名

特別支援各種相談申込書

下記のとおり、相談を申込みます。

記

学 年 ・ 組	昭島市立 学校 年 組 学級担任氏名 [ ]
児 童 ふりがな 生 徒 氏 名	(男・女) (生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 昭島市
連 絡 先	固定電話 ( ) 携帯電話 ( ) (続柄: )
希 望 先 (複数選択可)	① 通常の学級 ② 特別支援教室 ③ 難聴・言語障害通級指導学級 ④ 知的障害特別支援学級 ⑤ 自閉症・情緒障害特別支援学級 ⑥ 都立特別支援学校(知的・肢体・視覚・聴覚・病弱)
申 込 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 発達検査の結果(希望先が③のみの場合は提出不要) <input type="checkbox"/> 医師診察記録(希望先が②または③のみの場合は提出不要)

※担当者より上記連絡先へ御連絡し、面談の日程調整をさせていただきます。  
(TEL 042-519-2290 から御連絡します。)

【転学申込：在籍校記入欄（必須）】

在籍校と転学希望校との情報共有日： 年 月 日

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）

昭島市教育委員会

保護者氏名

退室・退級申込書

下記のとおり、指導により、改善が見られたので退室・退級を希望します。

記

学 年・組	昭島市立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 学級担任氏名 [ _____ ]
児童・生徒 氏名	_____ (男・女) (生年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日生
住所・電話	〒 _____ 昭島市 _____ 電話 ( _____ )
指導内容	①特別支援教室 ②難聴・言語障害通級指導学級 (具体的に)
退室・退級 理 由	_____ _____ _____

《在籍校記入欄》 ※特別支援教室退室申込の際に記載

<u>当該児童・生徒の退室に関する在籍校所見</u>	
① 特別支援教室と保護者の面談日	【 _____ 年 _____ 月 _____ 日】
② 校内委員会で検討した日	【 _____ 年 _____ 月 _____ 日】
<①、②を経たうえでの、最終的な在籍校所見>	
※個別指導計画の達成状況、通常学級での今後の支援方針については、必ず御記入下さい。	
_____ _____ _____	

※必ず校内委員会等で御協議のうえ御記入下さい。

昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会要綱新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 昭島市立学校の通常の学級に在籍し、かつ、聴覚障害、言語障害等により特別な支援を必要とする児童に適切な教育を受ける機会を提供するため、昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 判定委員会は、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条に規定する児童を難聴・言語障害通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）に入級させ、又は通級指導学級から退級させることの適否について協議し、その結果を教育委員会に報告する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 判定委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 通級指導学級を設置する学校（以下「設置校」という。）の校長</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 昭島市立学校の通常の学級に在籍し、かつ、聴覚障害、言語障害等により特別な支援を必要とする児童に適切な教育を受ける機会を提供するため、昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 判定委員会は、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、前条に規定する児童を難聴・言語障害通級指導学級（以下「通級指導学級」という。）に入級させ、又は通級指導学級から退級させることの適否について協議し、その結果を教育委員会に報告する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 判定委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 通級指導学級を設置する学校（以下「設置校」という。）の校長</p>

新	旧
<p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 臨床心理士又は臨床発達心理士</p> <p>(4) 通級指導学級を担当する教諭</p> <p>(5) 指導主事</p> <p>(6) 教育相談員</p> <p>(7) その他教育委員会が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 判定委員会に、委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、設置校の校長とする。</p> <p>3 判定委員会は、教育委員会の求めに応じ委員長が招集する。</p> <p>(通級指導学級への入級審査手続)</p> <p>第6条 通級指導学級への入級を希望する児童の保護者は、<u>特別支援各種相談申込書</u>（第1号様式。以下「<u>申込書</u>」という。）を<u>教育委員会</u>に提出する。</p>	<p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 臨床心理士又は臨床発達心理士</p> <p>(4) 通級指導学級を担当する教諭</p> <p>(5) 指導主事</p> <p>(6) 教育相談員</p> <p>(7) その他教育委員会が必要と認めた者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 判定委員会に、委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、設置校の校長とする。</p> <p>3 判定委員会は、教育委員会の求めに応じ委員長が招集する。</p> <p>(通級指導学級への入級審査手続)</p> <p>第6条 通級指導学級への入級を希望する児童の保護者は、<u>難聴・言語障害通級指導学級入級相談申込書</u>（第1号様式。以下「<u>入級相談申込書</u>」という。）を当該児童が在籍する学校（以下「<u>在籍校</u>」という。）の校長に提出する。</p>

新	旧
<p>(児童の入級の適否決定等)</p> <p>第7条 判定委員会は、教育的、心理学的及び医学的な観点から、児童の通級指導学級への入級の適否を判定する。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき入級が適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級入級通知書（第3号様式）により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定に基づき入級が不相当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会結果報告書（第4号様式。以下「結果報告書」という。）により在籍校の校長に通知する。また、その旨を当該児童の保護者に報告する。</p> <p>4 教育委員会は、判定委員会に諮るいとまがなく、かつ、教育上緊急に配慮が必要と判断した場合は、事後の判定委員会に諮ることを条件に入級を決定することができる。</p> <p>(通級指導学級の退級審査手続)</p> <p>第8条 通級指導学級からの退級を希望する児童の保護者は、<u>退室・退級申込書</u>（第5号様式。以下「退級申込書」という。）を<u>教育委員会</u>に提出する。</p>	<p>(児童の入級の適否決定等)</p> <p>第7条 判定委員会は、教育的、心理学的及び医学的な観点から、児童の通級指導学級への入級の適否を判定する。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき入級が適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級入級通知書（第3号様式）により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定に基づき入級が不相当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会結果報告書（第4号様式。以下「結果報告書」という。）により在籍校の校長に通知する。また、その旨を当該児童の保護者に報告する。</p> <p>4 教育委員会は、判定委員会に諮るいとまがなく、かつ、教育上緊急に配慮が必要と判断した場合は、事後の判定委員会に諮ることを条件に入級を決定することができる。</p> <p>(通級指導学級の退級審査手続)</p> <p>第8条 通級指導学級からの退級を希望する児童の保護者は、<u>難聴・言語障害通級指導学級退級申込書</u>（第5号様式。以下「退級申込書」という。）を<u>在籍校の校長</u>に提出する。</p> <p><u>2 退級申込書の提出を受けた在籍校の校長は、退級申込書の写</u></p>

新	旧
<p>(児童の退級の適否決定等)</p> <p>第9条 判定委員会は、教育的、心理学的及び医学的な観点から、児童の通級指導学級からの退級の適否を判定する。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき退級が適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級退級通知書（第6号様式）により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定に基づき退級が不相当との報告を受けたときは、結果報告書により在籍校の校長に通知する。また、その旨を当該児童の保護者に報告する。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が判定委員会に諮って定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から実施する。</u></p>	<p><u>しを教育委員会に提出するものとする。</u></p> <p>(児童の退級の適否決定等)</p> <p>第9条 判定委員会は、教育的、心理学的及び医学的な観点から、児童の通級指導学級からの退級の適否を判定する。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき退級が適当との報告を受けたときは、難聴・言語障害通級指導学級退級通知書（第6号様式）により在籍校の校長、設置校の校長及び当該児童の保護者に通知する。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定に基づき退級が不相当との報告を受けたときは、結果報告書により在籍校の校長に通知する。また、その旨を当該児童の保護者に報告する。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が判定委員会に諮って定める。</p>